

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切事故のない社会をめざして

市内における踏切事故としては、近年では踏切道内の死亡事故は発生していない。しかし、一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであることから、踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進することにより、踏切事故のない社会をめざす。

第2節 踏切道における交通の安全についての対策

1 踏切道の交通施設の充実

踏切道の交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標識等の踏切に関連する交通安全施設の充実を図る。

2 踏切道の安全に関する知識の普及

踏切道を通行する自動車等の運転者及び歩行者に対し、踏切道通過時における安全意識の高揚を図るとともに、踏切事故時における踏切非常ボタンの操作等緊急措置の周知徹底を図るなど広報活動等を強化し、安全かつ円滑な踏切道の確保及び踏切事故の防止を図る。

また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進する。

さらには、踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応する。